

簡易な収入見込額の申立書(申請者本人用)  
【家計急変者】

- 「ひとり親世帯臨時特別給付金申請書(請求書)【基本給付】」と一緒に提出ください。
  - 下記にある【要件1】及び【要件2】の両方を満たす場合に支給の対象となります。
- ※申請者の生活を経済的に支えている扶養義務者などがある場合は、その方の年間収入見込額も勘案して支給を決定します。

①下記にチェック(☑)してください。

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少しました。

→【要件1】①にチェックが入っていること。

※申請者または申請者の生活を経済的に支えている以下の方が新型コロナウイルス感染拡大の影響で、収入が減少した場合にチェックしてください。  
・申請者の配偶者  
・申請者の父母、祖父母、子、孫などの直系血族または兄弟姉妹  
(※)申請者本人が児童の父または母の場合は、これらの方が申請者と同居していることが原則となります。  
※上記の申請者の生活を経済的に支えている方がいる場合には、「簡易な収入見込額の申立書(扶養義務者専用)」も併せてご提出ください。

②申請者の令和2年2月以降の任意の月の収入(1か月)の内訳及びその合計額をご記入ください。

		令和2年3月	円	注意事項
収入内訳	養育費【A】	20000	円	※養育費の支給を受けている場合に記入ください。
	給与収入【B】	※1 150000	円	※給与収入がある場合に記入ください。 ※給与明細書などの収入額が分かる書類をご提出ください。
	事業収入又は不動産収入【C】	0	円	※事業収入又は不動産収入がある場合に記入ください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。
	年金相当収入【D】 (a-b)	34720	円	※年金収入【a】-児童扶養手当相当額【b】で計算した額を記入ください。
	年金収入【a】	※2 50000	円	※公的年金収入がある場合に記入ください。 ※遺族年金・障害年金などの非課税の年金等も含まれます。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類をご提出ください。
	児童扶養手当相当額【b】	※3 15280	円	※遺族年金・障害年金などの非課税の年金等を有する場合、児童扶養手当相当額早見表を確認いただき、該当する金額をご記入ください。
収入合計額【A+B+C+D】	204720	円	※上の太枠内の収入額の合計額をご記入ください。	

※児童扶養手当相当額早見表(月額)

申請日時点での児童数	支給額(月額)
児童0人	0円
児童1人	10,180円
児童2人	15,280円
児童3人	18,340円
児童4人	21,400円

×12

③収入合計額を12倍した金額をご記入ください。

年間収入見込額 2456640円

→扶養親族が1人の場合には、③が365万円未満であれば【要件2】を満たすため、④の記載は不要です。

(次ページも続きます)

★収入及び所得に制限があるため、申請者の収入状況を記載する書類です。必ず提出が必要です。

記載例

★支給要件となりますので、必ずチェックを記入してください。

●令和2年2月以降の収入が減少した1か月の収入内訳を記入してください。

※1 給与明細等をご確認の上、月額を記入してください。

※2 年金通知書等をご確認の上、記入してください。

年間額ではなく、月額となります。(年間額÷12=月額相当)

※3 「児童扶養手当相当額早見表(年額)」を確認し、該当する金額を記入してください。

例)児童2人の場合、15,280円

※収入等がない場合は、0円と記入してください。

●上記、「養育費【A】、給与収入【B】、事業収入または不動産収入【C】、年金相当収入【D】」の合計額を記入してください。

●上記、「収入合計額」×12と計算した合計額を記入してください。

★扶養親族が1人の場合には、③が365万円未満であれば支給対象となるため、裏面④の記載は不要です。

④要件に該当するか確認してください。  
 (1)以下のフローチャートにより、収入基準を選択してください。

属性  父母  父母以外の養育者

以下いずれかに該当する児童の養育者ですか。  
 ・父が死亡または生死不明かつ母がいない児童  
 ・母が死亡または生死不明かつ父がいない児童  
 ・母がなく、かつ、父が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童  
 ・母が婚姻によらないで懐胎した児童であつて、母が死亡したもまたは母の生死が明らかでないもの  
 ・父がなく、かつ母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童  
 ・父母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童  
 ・母が婚姻によらないで懐胎した児童に該当するかどうか明らかでない児童

NO → 収入基準A  
 YES → 収入基準B

(2)申請者が生計を同じくし養っている親族または養っている親族以外の児童の氏名をご記入ください。【☆】

収入基準Aの方			収入基準Bの方		
フリガナ	氏名	該当する場合は○または◎ 16歳以上23歳未満の親族 ◎ 70歳以上の親族、配偶者 ○	フリガナ	氏名	該当する場合は○ 70歳以上(配偶者以外)の親族
1	ナガオカ イチロウ 長岡 一郎	◎	1		
2	ナガオカ ハナコ 長岡 花子		2		
3	ニイガタ ナツコ 新潟 夏子	○	3		
4			4		
5			5		

(3) (2)でご記入いただいた方の人数にチェックをしてください。

(2)の人数にチェックしてください。		(2)の人数にチェックしてください。	
人数	収入基準額	人数	収入基準額
<input checked="" type="checkbox"/> 0人	3,114,000円	<input type="checkbox"/> 0人	3,725,000円
<input type="checkbox"/> 1人	3,650,000円	<input type="checkbox"/> 1人	4,200,000円
<input type="checkbox"/> 2人	4,125,000円	<input type="checkbox"/> 2人	4,675,000円
<input checked="" type="checkbox"/> 3人	4,600,000円	<input type="checkbox"/> 3人	5,150,000円
<input type="checkbox"/> 4人	5,075,000円	<input type="checkbox"/> 4人	5,625,000円
<input type="checkbox"/> 5人	5,550,000円	<input type="checkbox"/> 5人	6,100,000円
<input type="checkbox"/> 人	円	<input type="checkbox"/> 人	円

(4)要件に該当するかの計算をおこなってください。

i (3)で選択した基準額	4,600,000円	i (3)で選択した基準額	円
ii (2)の◎の数×150,000円	150,000円	ii (2)の○の数×60,000円	円
iii (2)の○の数×100,000円	100,000円	(○以外の氏名がない場合は、○の数を1つ減らして計算)	
収入基準額 (i + ii + iii)	4,850,000円	収入基準額 (i + ii)	円
年間収入見込額 (表面の③)	2,456,640円	年間収入見込額 (表面の③)	円

→【要件2】◎の年間収入見込額が年間収入基準額より高いこと。

※表面の【要件2】を満たさない場合でも、「簡易な所得見込額申立書」の要件を満たすことにより支給の対象となります。

【確認事項】 (内容を確認して、氏名をご記入ください。)

・私は【要件】に該当しており、本申立の内容に相違ありません。  
 また、収入額が分かる書類(給与明細書や年金額改定通知書等)を提出しています。  
 今後1年間に収入の多い時期がある、臨時的収入がある時期があるなどの事情により、今後1年間の収入見込額が収入基準額を上回ることが明らかであるものではありません。

令和●●年●●月●●日 申請者氏名 長岡 太郎 (長岡印)

※自署(本人が手書きで記入)した場合は、押印は必要ありません。

● 該当項目にチェックを記入してください。

● 申請者の方が申請時点で生計を同じくし養っている親族(児童含む)又は、養っている親族以外の児童お名前等をご記入ください。

● 左表の対象の方のうち、申請時点において、16歳以上23歳未満の方は◎、70歳以上の方は○を記入してください。

● 上記表の対象の方の人数にチェックを記入してください。

● i、ii、iiiで示されている金額、表面の②の金額を記入してください。  
 ★年間収入見込額(表面の②)が収入基準額(i、ii、iii)を下回っている場合は、支給対象となります。

● 確認事項の内容を確認し、申請日、氏名を記入し、押印してください。

➡ こちらの用紙を記入後に、支給対象となった方で、扶養義務者がいる方は「簡易的な収入額の申立書(扶養義務者等用)」の記載をお願いします。扶養義務者がいない方はその他の用紙に記入は不要です。

支給対象となっていない方は、「簡易的な所得額の申立書」の記載をお願いします。